

議案第 6 号

里庄町水道事業給水条例の一部改正について

里庄町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 4 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 45 号）により水道法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 148 号）が施行されることに伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町水道事業給水条例の一部を改正する条例

里庄町水道事業給水条例（平成 8 年里庄町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。
第 48 条第 1 項第 8 号中「又は水道環境」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の水道法施行規則第 9 条第 3 号の適用については、同法第 4 条第 1 項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。